

參考資料

1. パレット標準化推進分科会の議論における用語定義の整理案①

用語名

定義

1. パレット標準化

本分科会の目指すパレットの標準化とは、単に異なるパレットの規格を一つまたは少数に収れんさせていくことのみを指すのではなく、「標準規格のパレットを標準化された方法で運用することを通じて、パレット化可能なすべての荷物の効率的な輸送と保管(ユニットロード化と、同一パレットによる一貫パレチゼーション)を実現する」ことを指す。(「パレット標準化推進分科会 中間とりまとめ」より引用)

2. パレチゼーション/一貫パレチゼーション

物品又は包装貨物をパレットに積み、パレット単位で物流を行うこと。パレットによるユニットロードで荷役を機械化し、物流の効率化を図る手段である。発地から着地まで一貫して同一のパレットに貨物を積載したまま物流を行うことを、一貫パレチゼーションという。(JISZ0111「物流用語」より抜粋)

※本分科会において、特に一貫パレチゼーションを目指す対象区間としては、製造業の工場や生産者等の施設からはじまり、卸売業・卸売市場の物流施設等までの間が中心となる。ただし、原材料等の調達の場合であっても、輸送と保管の間の効率化を図るためには、当該区間でのパレットの規格や運用の標準化が図られることが望ましい。また、卸売業・卸売市場の物流施設から小売業の物流施設や店舗までの区間であっても、一定以上の発注・輸送ロットが確保でき、パレット化が可能な部分については、可能な限り川上からの一貫パレチゼーションが検討・推進されていくことが期待される。(「パレット標準化推進分科会 中間とりまとめ」より抜粋)

3. パレット規格

本分科会において、「パレット規格」とは大きく、「平面サイズ」と「仕様」を指す。さらに、仕様の要素としては、「厚さ(高さ)」「材質」「強度」「両面/片面の別」「二方差し/四方差しの別」「けたの位置」等の物理的なスペックと、「電子タグ・バーコードの有無」等の機能的なスペックがあげられる。

1. パレット標準化推進分科会の議論における用語定義の整理案②

用語名

定義

4. パレット運用

本分科会において、「パレット運用」とは大きく、「調達保有形態」と「運用ルール」を指す。調達保有形態とは「パレットの調達保有形態(賃借・自社所有(共同利用)等の別)」を指し、運用ルールとは、「パレット循環+回収スキーム」および「更なる効率的なパレット活用のために考慮すべき事項」を指す。「更なる効率的なパレット運用のために考慮すべき事項」としては、パレット輸送を考慮した受発注や、積みつけの高さ等の利用上の仕様といった、一貫パレチゼーションの効果をより向上させるために必要な細目があげられる。

5. パレット循環+回収スキーム

本分科会において、「パレット循環+回収スキーム」とは、「管理運営組織」「管理システム」「洗浄・補修・交換・仕分け」「返却・回収」「出荷地点への空パレットの返送」等で構成された枠組みを指す。

6. パレット化率／パレット標準化率

※本分科会の目指すパレット標準化率やパレット化率について、どのように定義することが適切か、今後の議論の中で検討。

1. パレット標準化推進分科会の議論における「規格」と「運用」整理案

関係図(チャート)

